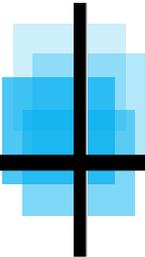


令和2年度  
群馬東部水道企業団水道料金審議会  
(第4回)

料金統一の料金体系のあり方

令和2年12月18日



# 目次

---

1. 用途別料金の設定
2. 生活用における料金の検討
3. 口座割引の適用
4. 地下水切替への対応策
5. 料金統一時における口径及び水量区画の設定
6. 新料金体系(案)

# 1-1. 用途別料金の設定

- ◆ 特別な理由がない限り、水道利用者の皆様には、一般用の料金体系に基づき算定した水道料金をお支払いいただいているが、一般用の他に用途区分を設定して水道料金を算定している構成団体もある。

表 水道の用途区分と概要

用途区分※	設定している構成団体	用途の説明
一般用	3市5町全てで設定	湯屋用及び臨時用以外の用に水道を使用する場合に適用される。 ⇒料金統一時の新料金体系は、水道料金算定要領に基づき検討
臨時用	太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町（みどり市以外）	工事その他臨時の用に水道を使用する場合に適用される。 ⇒料金統一時の新料金体系は、別途検討
湯屋用	太田市、館林市、大泉町	公衆浴場営業の用に水道を使用する場合に適用される。 ⇒料金統一時の新料金体系は、別途検討
私設消火栓	太田市、みどり市	私設消火栓を消防演習のために使用した場合に適用される。 ⇒料金統一時の新料金体系は、別途検討

※用途区分は太田市の水道料金表を参照

# 1-2. 臨時用の料金設定

- ◆ 現行の料金体系では、みどり市以外において臨時用の料金が設定されている。構成団体ごとに基本料金及び従量料金の設定金額が異なるため、料金統一を検討する。

表 臨時用の料金設定

(1ヵ月、税抜き)

構成団体	現行の料金体系		新料金体系(案)	
	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金
太田市	一般用の口径別 基本料金に同じ	1m <sup>3</sup> につき250円	臨時用の新たな基本 料金を設定する。	段階は設定せず、1 m <sup>3</sup> 当たりの単価を設 定する。
館林市	3,000円 (1回につき)	1回10m <sup>3</sup> までは基本料 金のみ、10m <sup>3</sup> を超える ものは1m <sup>3</sup> につき300円		
板倉町	2,500円	1m <sup>3</sup> につき200円		
明和町	2,500円	1m <sup>3</sup> につき200円		
千代田町	3,100円	1m <sup>3</sup> につき175円		
大泉町	一般用の口径別 基本料金に同じ	1m <sup>3</sup> につき118円		
邑楽町	2,500円	1m <sup>3</sup> につき200円		

# 1-3. 湯屋用の料金設定

- ◆ 現行の料金体系では、太田市、館林市、大泉町において湯屋用(公衆浴場用)の料金が設定されている。基本料金及び従量料金の設定金額が異なるため、料金統一を検討する。

表 湯屋用の料金設定

(1ヵ月、税抜き)

構成団体	現行の料金体系		新料金体系(案)	
	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金
太田市	一般用の口径別基本料金に同じ	1m <sup>3</sup> につき21円	一般用の新料金体系における基本料金と同じとする。	段階は設定せず、1m <sup>3</sup> 当たりの単価を設定する。
館林市	7,500円	200m <sup>3</sup> までは基本料金のみ、200m <sup>3</sup> を超えるものは1m <sup>3</sup> につき75円		
大泉町	一般用の口径別基本料金に同じ	1m <sup>3</sup> につき30円		

# 1-4. 私設消火栓の料金設定

- ◆ 現行の料金体系では、太田市、みどり市において私設消火栓（消防演習時）の料金が設定されている。演習1回10分毎に設定金額が異なるため、料金統一を検討する。

公設消火栓：自治体などの行政機関によって公的に設置された消火用の水道栓

私設消火栓：私人（個人・私企業）によって私有地に設置された消火用の水道栓

表 私設消火栓（消防演習時）の料金設定

（税抜き）

構成団体	現行の料金体系	新料金体系（案）
太田市	私設消火栓を消防演習のために使用したときの料金は、演習1回（10分間以内）ごとに300円とし、私設消火栓を火災時に消防のため使用したときは、これを徴収しない。	演習1回10分ごとの統一料金を設定する。
みどり市	演習1回10分ごとにつき、2,500円。ただし、10分未満は10分として計算する。	

## 2-1. 現行の生活用における料金設定

- ◆ 現行の料金体系では、みどり市以外において生活用における使用水量が少ない使用者に対して特別従量料金もしくは基本水量を設定している。

表 生活用における現行の料金体系

(1ヵ月、税抜き)

構成団体	基本料金		従量料金				
	口径	料金	8m <sup>3</sup> 以下	9～19m <sup>3</sup>	20～39m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup> 以上	
太田市	13mm	600円	405円(定額)	80円	165円	210円	
	20mm	1,380円					
館林市	13mm	900円	10m <sup>3</sup> 以下 30円	11～20m <sup>3</sup> 135円	21～50m <sup>3</sup> 150円	51～200m <sup>3</sup> 170円	201m <sup>3</sup> 以上 185円
	20mm	1,250円					
板倉町	13mm	1,350円	10m <sup>3</sup> 以下 0円(基本水量)	11～20m <sup>3</sup> 130円	21m <sup>3</sup> 以上 140円		
	20mm	1,400円					
明和町	13mm	1,300円	10m <sup>3</sup> 以下 0円(基本水量)	11～20m <sup>3</sup> 130円	21m <sup>3</sup> 以上 140円		
	20mm	1,350円					
千代田町	13mm	1,300円	10m <sup>3</sup> 以下 0円(基本水量)	11～20m <sup>3</sup> 145円	21m <sup>3</sup> 以上 155円		
	20mm	1,500円					
大泉町	13mm	570円	10m <sup>3</sup> 以下 50円	11～19m <sup>3</sup> 70円	20～39m <sup>3</sup> 85円	40～99m <sup>3</sup> 100円	100m <sup>3</sup> 以上 118円
	20mm	1,620円					
邑楽町	13mm	1,300円	10m <sup>3</sup> 以下 0円(基本水量)	11～20m <sup>3</sup> 130円	21m <sup>3</sup> 以上 140円		
	20mm	1,400円					

## 2-2. 生活用における料金の検討

- ◆ 料金統一における基本方針の1つに、「水道料金は、使用者間の負担の公平という観点から基本水量、段階別逓増制等の見直しをする」としている。
- ◆ 生活用の口径である13mm、20mmの使用件数は全体の9割以上を占めている。
- ◆ 基本水量を廃止し、従量料金における逓増度の緩和を適用した場合、多数の水道利用者に大きな負担を強いる恐れがある。

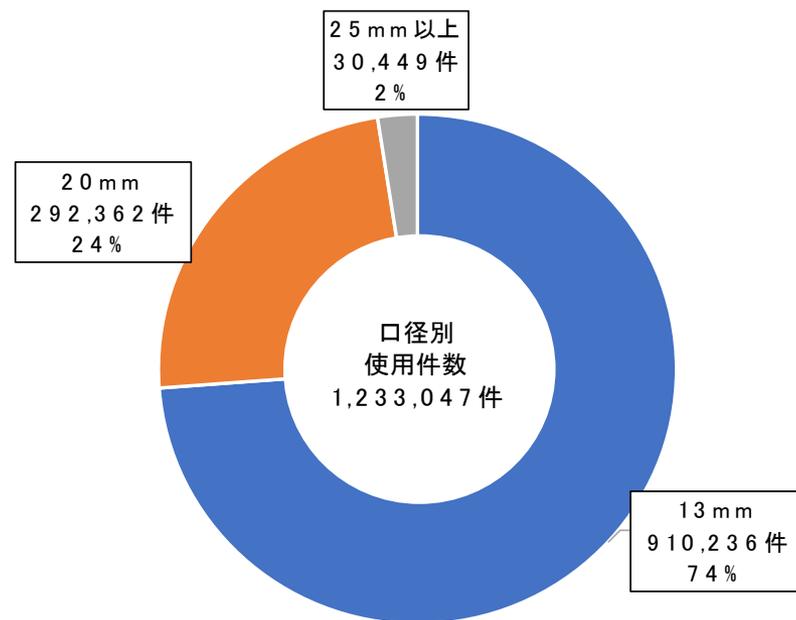


図 口径別使用件数(令和元年度)

基本水量の廃止や従量料金の逓増度緩和によって、料金統一後の新料金体系においては、生活用における使用水量が少ない水道利用者への急激な負担増加とならないように検討が必要。

### 3. 口座割引の適用

- ◆ 太田市では、口座振替1回当たり50円(税抜き)を水道料金から減額するサービスを提供している。
- ◆ 減額する金額は、支払手数料、郵送料等のコストを考慮して決定している。(多くの事業者が同程度の金額を設定している)
- ◆ 企業団では、水道料金の納め忘れがないように口座振替を推奨しているが、口座振替の数は減少傾向にある。

表 口座振替による割引額

事業者	口座割引額
東京都水道局	月50円(税抜)
埼玉県川口市上下水道局	月50円(税抜)
群馬県渋川市水道部	1回50円(税抜)
京都府京都市水道局	月40円(税抜)
大阪府吹田市水道部	月50円(税抜)

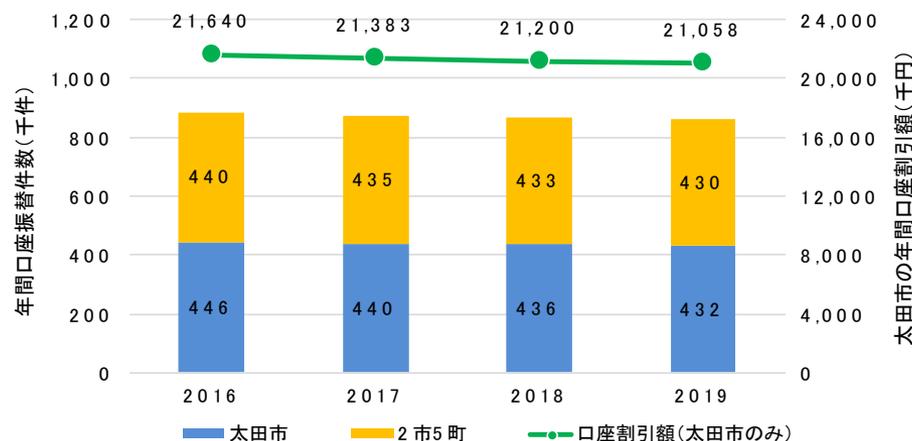


図 口座振替件数と割引額の実績推移

料金統一に合わせて、口座割引サービスを3市5町で口座振替1回当たり100円(税抜き)で適用する。

## 4-1. 地下水切替への対応策(1)

### 【従量料金の緩やかな逓増制】

- ◆ 現在の料金体系は、使用水量に応じて単価が高くなる段階別逓増制を採用している。  
⇒ **使用水量の多い大口利用者にとっては負担が大きい。**
- ◆ 対応策の1つとして、単価の変化率を緩やかにする逓増度の緩和を検討する。  
    メリット : 大口利用者の水道におけるコストの削減、水道使用の促進  
    デメリット : 単価を下げる分、基本料金による費用回収を検討する必要がある

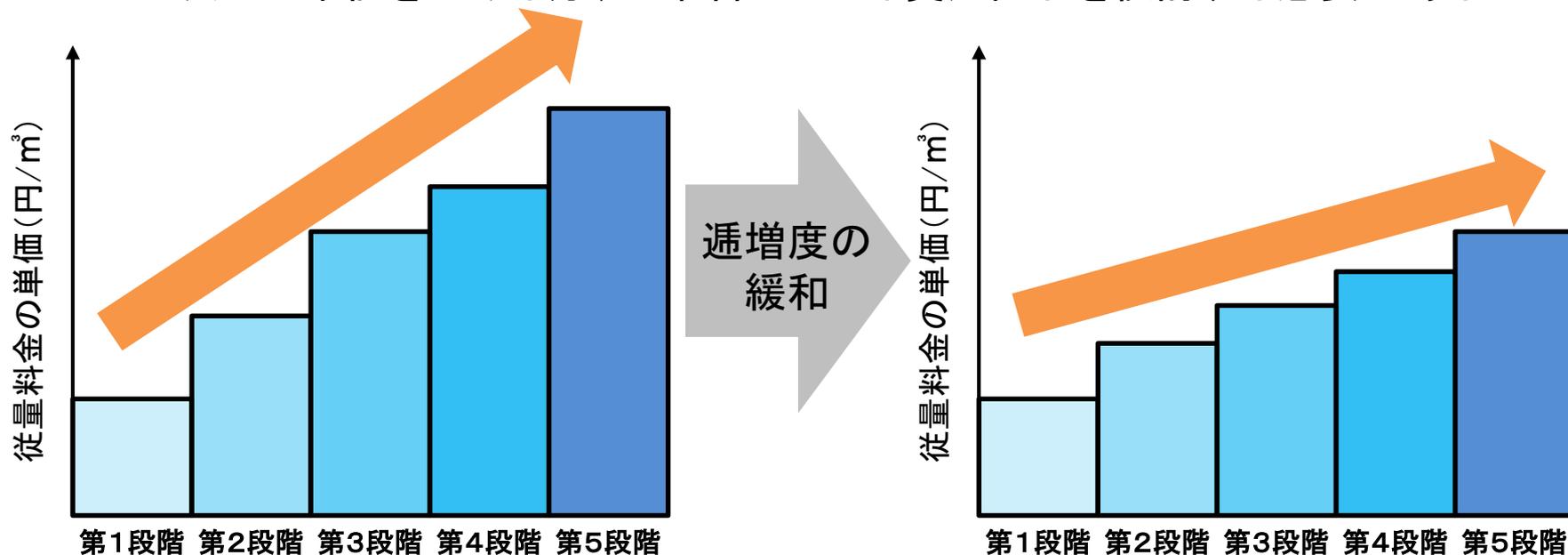


図 逓増度の緩和のイメージ図

## 4-2. 逡増度の緩和と費用回収

- ◆ 逡増度の緩和によって従量料金による費用回収が小さくなる分、基本料金を調整して、費用回収を図る。⇒水道料金の固定的回収の点でも好ましい。

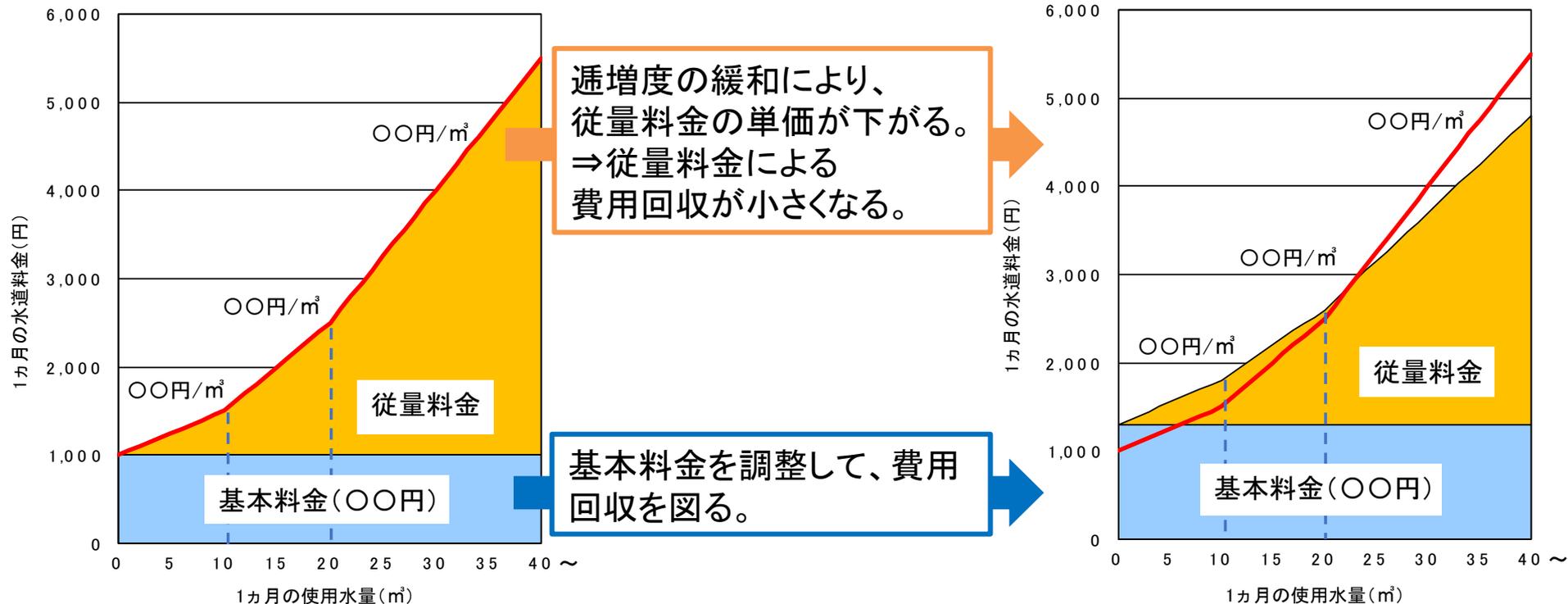


図 逡増度の緩和による費用回収の変化のイメージ図

## 4-3. 地下水切替への対応策(2)

### 【特別料金の設定】

- ◆ 使用水量の多い大口利用者の負担を軽減するための対応策として、一定水量以上の単価を特別料金とする案についても検討する。

メリット : 一定水量使用の大口利用者に対して、地下水切替を抑制できる

デメリット : 対象が限られる

表 特別料金制度の概要

項目	内容
対象	直近1年間の使用実績30,000m <sup>3</sup> 以上または使用する見込みがある使用者、または地下水使用者
内容	基準水量を2,500m <sup>3</sup> /月とし、基準水量を超えた水量の単価を特別料金とする
特別料金	151.48円(令和元年度給水原価)~249.11円(地下水利用にかかる単価)に設定 ⇒地下水コストよりは安い、最低限原価分は回収できる単価

# 5-1. 料金統一時における口径

表 現行の料金体系と新料金体系の口径設定

口径 (mm)	現行の料金体系								新料金体系
	太田市	館林市	みどり市	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	
13	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16							○		
20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	○	○	○	○	○	○	○	○	○
65				○					
75	○	○	○	○	○	○	○	○	○
100	○	○	○		○	○	○	○	○
150	○	○					○		○
200							○		

新料金体系の口径設定は、13、20、25、30、40、50、75、100、150mmとし、現在、企業団内において16、65、200mmのメーターは設置されていないため、設定しない。

## 5-2. 料金統一時における水量区画段階

- ◆ 現行の料金体系における従量料金の水量区画段階は、5段階が2団体、4段階が5団体、3段階が1団体となっている。
- ◆ 水道料金算定要領では、おおむね3~5段階での設定としている。

表 水量区画段階の設定イメージ

従量料金				
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
1~〇m <sup>3</sup>	〇~〇m <sup>3</sup>	〇~〇m <sup>3</sup>	〇~〇m <sup>3</sup>	〇m <sup>3</sup> ~
〇〇円	第1段階 + 〇〇円	第2段階 + 〇〇円	第3段階 + 〇〇円	第4段階 + 〇〇円

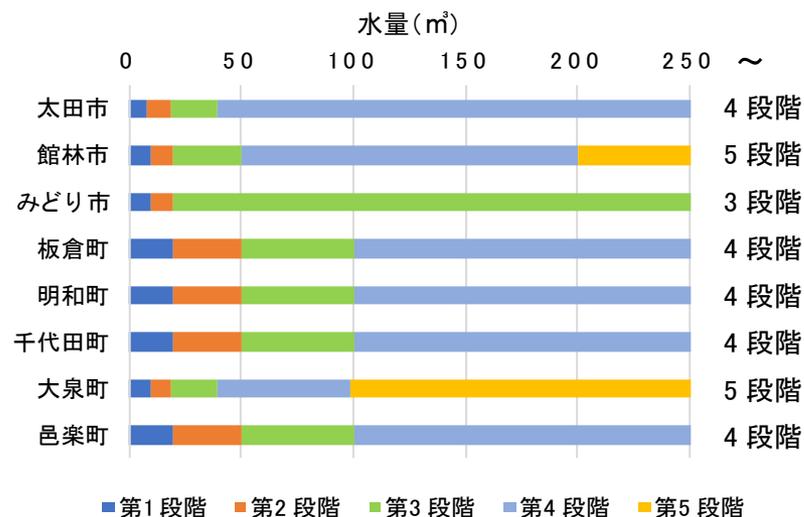


図 現行の従量料金の水量区画段階

新料金体系における従量料金の水量区画段階の設定は、5段階とする。

## 6-1. 新料金体系(案)まとめ

表 新料金体系(案)のまとめ

項目	考え方
用途区分	一般用、臨時用、湯屋用、私設消火栓
特別従量料金の設定	あり
口座割引の適用	口座振替1回あたり100円(税抜き)の減額
地下水切替の対応策	従量料金の緩やかな逦増制
水量区画の設定	5段階

## 6-2. 新料金体系(案)

表 新料金体系(案)

用途	口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金(円/m <sup>3</sup> )					
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	
一般用	13		特別従量 料金					
	20							
	25							
	30							
	40							
	50							
	75							
	100							
	150							
湯屋用	—							
臨時用	—							

生活用である口径13mmと20mmの  
少量水量区画には特別従量料金を  
設定  
⇒他の従量料金単価を調整するこ  
とで、費用回収を図る

※私設消火栓(消防演習用)の料金、口座割引について、備考に記載

料金統一時の新料金体系について、一般用は水道料金算定要領に基づき  
検討するとともに、その他の用途は別途検討する。